

## 第5章 損害補償等の特例

### 第1 特殊公務災害

#### 1 趣旨

非常勤消防団員等が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において、人命の救助その他の被害の防ぎよに従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、いわゆる特殊公務災害として、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金、障害特別給付金若しくは遺族特別給付金については、100分の50の範囲内で特例的に加算した額を支給するものである。

[基準政令 § 11 の 2、附則 § 1 の 2、福祉規程 § 17②、§ 18②、§ 20③、§ 21③④]

#### 2 対象となる補償等の種類と支給額

対象となる補償等の種類		区 分	加 算 率
傷病補償年金及び 傷病特別給付金		第1級	40/100
		第2級	45/100
		第3級	50/100
障害補償及び障害 特別給付金	年金	第1級	40/100
		第2級	45/100
		第3級～第7級	50/100
	一時金	第8級～第14級	50/100
遺族補償及び遺族 特別給付金	年金及び一時金		50/100

(例) 公務上の災害で死亡し、特殊公務災害の適用を受けた場合の計算例

[ 補償基礎額 12,333円 ・遺族3人(妻、子2人) ]  
[ 他の法令による給付 遺族厚生年金及び遺族基礎年金 ]

① 遺族補償年金

[1円未満切捨て]

$12,333円 \times 223 \times 1.50 \times 0.87 = 3,589,087円 \Rightarrow 3,589,100円$

[50円以上100円未満切上げ]

② 遺族特別給付金

[1円未満切捨て]

$12,333円 \times 223 \times 1.50 \times 20 / 100 = 825,077円 \Rightarrow 825,100円$

[50円以上100円未満切上げ]

### 3 事務手続

前記のように、特殊公務災害は補償額に係る特例措置であるため、非常勤消防団員等が災害を受けた場合において、当該災害が特殊公務災害に該当するものであるかどうかの認定については、補償の支給の決定を行う段階で行うこととなっているので、市町村等は、その決定を行う前に、認定に当たっての必要な資料をもって消防基金に協議する必要がある。

## 第2 補償の制限

### 1 趣旨

非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養の指示に従わないことにより公務による傷病若しくは障害の程度を増進させ又はその回復を妨げた場合には、損害補償の全部又は一部を行わないことができるものである。【基準政令 § 12、福祉規程 § 19】

これは、団員等に重大な過失等があった場合において使用者の無過失責任の一部を免除し、責任分配の公平を図る趣旨から設けられたものである。

### 2 補償制限の要件

次の（１）又は（２）に該当することにより、事故を生じさせ、若しくは傷病、障害の程度を増進させ、又は回復を妨げた場合には補償制限を行うことができる。

- （１） 故意の犯罪行為又は重大な過失により、事故を生じさせた場合
- （２） 正当な理由がなく療養に関する指示に従わない場合（廃療行為）

（注） 「故意の犯罪行為又は重大な過失」とは、一般的には、次に掲げるような場合（ただし、宥恕事由が認められる場合を除く。）をいう。

- ① 団員等が法律、命令等に定める危害防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合
- ② 一般に遵守されている安全管理の事項に違反して事故を発生させた場合
- ③ 監督者の事故防止に関する注意又は公務遂行上の指示に従わないで事故を発生させた場合

### 3 補償制限の対象となる補償等の種類

#### （１） 損害補償

補償制限の対象となる損害補償は、休業補償、傷病補償年金及び障害補償（年金又は一時金）に限られる。

#### （２） 福祉事業

補償制限の対象となる福祉事業は、傷病特別支給金、障害特別支給金、傷病特別給付金及び障害特別給付金に限られる。

### 4 補償制限の内容

補償制限の内容については、基準政令では具体的には定めていないが、常勤職員に対する地方公務員災害補償制度をはじめとする各種補償制度においては次のように運用されており、これらと均衡を失しないように取り扱う必要がある。

#### （１） 故意の犯罪行為又は重大な過失による場合

休業補償、傷病補償年金又は障害補償等について、療養を開始した日から起算して3年に達する日までの期間内にその者に支給すべき補償等の額から、その100分の30に相当する額を減ずる。

#### （２） 療養に関する指示に従わない場合

## 第5章 損害補償等の特例

傷病等の程度を増進させ、又は回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては10日間(10日未満で補償事由が消滅するものについては、その消滅の日までの間)についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の額の365分の10に相当する額を支給しない。

### 5 福祉事業の制限内容

傷病補償年金又は障害補償が前記4の(1)により補償制限され減額して支給された場合には、傷病特別支給金、障害特別支給金、傷病特別給付金又は障害特別給付金の額についても、その100分の30に相当する額が減じられる。